出展契約申込書

Japan Medtec / ElectroMED / Japan IoT Smart Health / MedTech City / Test Kit Japan

【会期】2027年4月21日(水) - 23日(金) 東京ビッグサイト

出展規約をご確認の上、お申込みください。
本出展契約申込書に記載されているパッケージは、裏面の規約に従って提供されるものとします。

申込日

● 出展社情報

契約社名	和文	フリガナ		
				印
	英文			
担当者1: 出展責任者 ■請求書宛て先 □ID/PW送付先	住所	〒		
	部署/役職		フリガナ	
			氏名	印
	Email		TEL	
担当者2: 出展担当者 □ID/PW送付先	住所	〒		
	部署/役職		フリガナ	
			氏名	
	Email		TEL	

●インフォーマにおけるお客様データの取り扱いについて
インフォーマは、Medtec Japanおよび、その他関連するイベント、製品およびサービスの関連情報をお客様に送信します。登録されたメールアドレスはいつでも解除することが可能です。インフォーマが、お客様の同意なく、マーケティングの目的によりお客様のデータを第三者と共有することはありません。お客様からインフォーマに提供される情報は、インフォーマのプライバシー・ポリシー（参照先 https://www.informamarkets-info.com/files/privacy/jp/imjp_jp.html）に従って保持されます。このリンクに更新版を掲載することによりお客様へご連絡することなくプライバシー・ポリシーを更新することがあります。最新の情報については定期的にサイトをご確認ください。弊社によるお客様の情報の取り扱いについてご質問がある場合は、データ保護担当者（databi-hk@informa.com）までお問い合わせください。

（1）スポンサーシップパッケージ（パッケージに含まれるその他オプションについては別途資料をご確認くださいませ。）（税抜金額）

シルバー	①27㎡：750,000円×3小間＝2,250,000円 ②広告半ページ600,000円 ③フロアステッカー 1枚 150,000円 ④メルマガ掲載スポンサーロゴ（小）申込時から次回開催まで掲載	2,500,000円 （定価：3,000,000円）
ゴールド	①36㎡：750,000円×4小間＝3,000,000円 ②広告半ページ600,000円 ③フロアステッカー 2枚 250,000円 ④メルマガ掲載スポンサーロゴ（中）申込時から次回開催まで掲載	3,500,000円 （定価：3,850,000円）
プラチナ	①54㎡：770,000円×6小間＝4,620,000円 ②広告1ページ1,000,000円 ③フロアステッカー 4枚 500,000円 ④公式ホームページ掲載広告 TOPスライダー 60日間800,000円 ⑤メルマガ掲載スポンサーロゴ（大） 申込時から次回開催まで掲載	5,500,000円 （定価：6,920,000円）
	（1）合計	

（2）小間スペース 1小間9㎡（3mx3m）から（税抜金額）

＊9㎡スペースのみをご利用の場合、通常通路：760,000円、メイン通路：790,000円の単価となります。

出展エリア		9㎡ スペースのみ	1面開放	2面開放	3面開放	4面開放
小間番号	通常通路	□ 760,000円	□ 680,000円	□ 700,000円	□ 720,000円	□ 740,000円
平米数	メイン通路	□ 790,000円	□ 710,000円	□ 730,000円	□ 750,000円	□ 770,000円

スタートアップ □ 300,000円/4㎡ □ 380,000円/9㎡ アカデミー □ 380,000円/9㎡ （2）合計

（3）パッケージブース（シェルスキーム） 1小間9㎡（3mx3m）あたりの税抜金額

スペースのみ □ 基礎パネル・パンチカーペット・付属品一切無し エレガント □ 240,000円 （3）合計

（4）オプション（税抜金額）

オフィシャルガイド広告	□ 600,000円/半ページ	□ 1,000,000円/1ページ		
出展社プレゼンテーション	□ 250,000円/30分	□ 400,000円/60分	□ 700,000円/120分	
フォーラム会場広告：W970×H640mm	□ 150,000円/会場			
会場MAP広告：約W700×H200mm	□ 200,000円/1枚	□ 300,000円/2枚		
フロアステッカー：W1800×H1800mm	□ 150,000円/1枚	□ 250,000円/2枚	□ 400,000円/3枚	□ 500,000円/4枚
入口看板広告：W900×H1800mm	□ 150,000円/2本	□ 250,000円/4本		
LedGrab名刺スキャニングサービス： 10,000円毎に1ユーザーアカウント追加可能	□ 50,000円/3ユーザーアカウント	□ ユーザーアカウント追加：10,000 円（税別）×____ ユーザーアカウント		

（4）合計

（1）（2）（3）（4）総計

● 御署名

私は、出展責任者としてサインし、裏面の規約を順守することに同意し、出展の契約をします。

サイン

● 出展契約申込書送付先

インフォーマ マーケッツ ジャパン株式会社内 Medtec Japan事務局
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-8-3 神田91ビル
TEL: 03-5296-1034 Email: medtecjapan@informa.com

informa markets

● キャンセル料金規定：小間数削減の場合、削減する小間に対してキャンセル料が発生します。

ご契約日～2026年4月23日まで	出展料 x 0%
2026年4月24日～2026年10月31日まで	出展料 x 50%
2026年11月1日以降	出展料 x 100%

● その他

※卸売を目的とした展示会ではございませんので、プライスカードを提示するなどの販売行為は禁止します。
※ご提出後、複製してお手元に控えを保管ください。

● 出展契約後の出展キャンセルおよび減小間について

出展をキャンセル・減小間する場合は、事務局の承認を受けてください。
キャンセル料金規定に従ってキャンセル料金が発生します。

● 事務局記入欄

下記のとおり出展契約申込書を受領しました。

受領日	受領印	備考

パッケージブースのご紹介
【エレガント・アカデミー】パッケージ

＊表記料金は全て税抜です。

※サイズ単位：mm

3000×3000=9㎡

パッケージブース1小間(中小間)

●平面図●

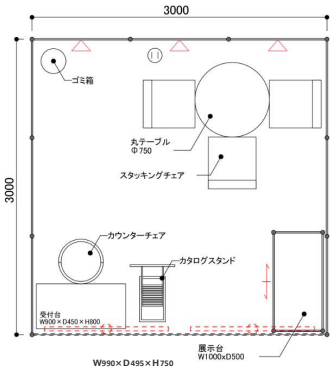

●立面図●

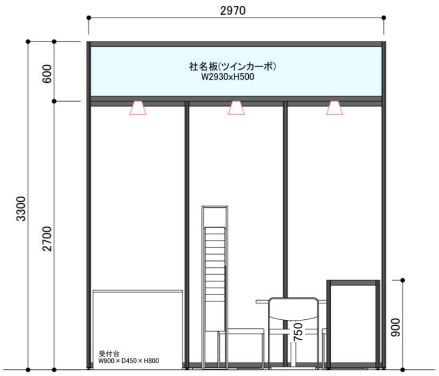



パッケージブース1小間(角小間)

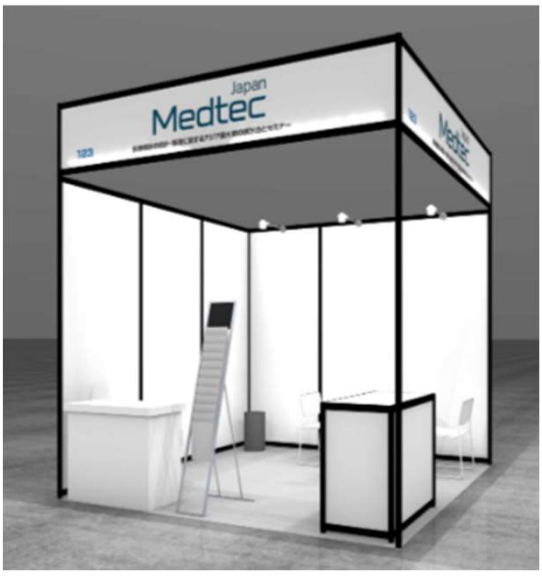

※通路面にはパラペットと社名板がつきます。

※下記の備品の数は、小間数に比例し、増えます。(社名板及び社名板用の蛍光灯を除く)
※各パッケージブースの通路面にはパラペットと社名板がつきます。

社名板	■社名板　W2950×H520（乳白色/黒文字） ※PRスペースあり。ロゴ追加可能 ※UVダイレクト印刷 **※通路側のパラペットには社名板がつきます**	–	基本　1枚 ※通路面分 自動追加	
床工事	■パンチカーペットの色:グレー ※色替え可能(P.47参照)※養生/への字含む	S-14	1式	×小間数
システム 工事（黒部材）	■壁面パネル(白)　H2700　※背壁/小間隣接部	S-11	1式	
	■パラペット　H600 **※通路側は壁面でなく、パラペットの施工です** ※壁面をご希望の場合は有料追加(1辺の1/2)	–	1式	
レンタル 家具	■展示台　W990×D495×H750（下部収納/鍵付/黒部材）	S-2A	1台	
	■丸テーブル　φ750	L-8	1台	
	■スタッキングチェア	L-6A	3脚	
	■受付カウンター　W900×D450×H800	–	1台	
	■カウンターチェア	L-7A	1脚	
	■カタログスタンド	L-15	1台	
	■ゴミ箱	L-20	1個	
電気備品	■社名板用FL（LEDスティックライト）　30W　2灯	E-1	×社名板枚数	
	■展示物用LEDアームSP　10W	E-2	3灯	×小間数
	■コンセント　100V(2口)	E-5	1個	
ユーティリティ	■電気一次幹線工事費/電気使用料 ※コンセント使用可能電力:開放面により異なります **No.3電気工事（一次側電気工事）-1**をご確認ください 上記以上の電力が必要な場合は別途申込が必要です	–	1kW	
	■小間内清掃	–	1式	

パッケージブースのご紹介
【スタートアップ】パッケージ

＊表記料金は全て税抜です。

※サイズ単位：mm

■ブースサイズ　3000mm×3000mm=9㎡/小間

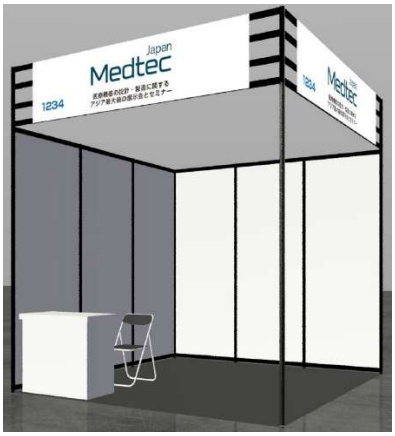

①パンチカーペット（グレー） 9㎡
②システムパネル 1セット
③パラペット 1セット
④社名板（小間番号、社名） 1・2枚
⑤蛍光灯 40W
⑥コンセント 100V
⑦電気一次側幹線工事費 1kw
⑧電気使用料 1kw
⑨小間内清掃
⑩パイプ椅子（Ｌ－５） 1脚
⑪受付カウンター 1台
⑫ゴミ箱（Ｌ－２０） 1個

■ブースサイズ　2000mm×2000mm=4㎡/小間



※コンセント2口設置

①パンチカーペット（ブラック） 4㎡
②システムパネル 1980mm
③展示台 W900×D495mm×H900 2台
④社名板 W1980×H450（小間番号、社名） 1枚
⑤アームスポット×2灯
⑥コンセント 100V
⑦電気一次側幹線工事費 1kw
⑧電気使用料 1kw
⑨小間内清掃
⑩スチレンサインW1189×H841 1枚（省略可）
⑪ハイチェア 2脚

■備考
・共同出展社の登録は、不可とさせていただきます。
・付帯品以外の備品は、別途有料オプションでご利用いただけます。
・小間位置や開放面は、事務局が選定いたします。（選定不可）
・小間位置の決定は、会期約2ヶ月前までに決定いたします。

インフォーマ マーケッツ スポンサーシップおよび出展規約

1. 定義
本契約において、以下の用語は以下を意味します。
1.1. **出展契約申込書**：本規約が添付されるか参照により組み込まれ、パッケージの詳細が記載された出展契約申込書、または主催者が単独の裁量により受け入れることを選択し得る、パッケージの詳細が記載されたその他文書。
1.2. **履年**：1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終了する完全な 12 か月間
1.3. **お客様**：出展契約申込書に記載され、パッケージを購入する個人、企業、組織、団体またはその他事業体。
1.4. **本規約**：本取引条件。
1.5. **本契約**：本規約と出展契約申込書を併せたもの。
1.6. **データ保護法**：主催者またはお客様が個人データを処理する地域、イベントが開催される地域、パッケージのいずれかの要素が提供される地域、または主催者もしくはお客様が設立された地域に適用される、データ保護およびプライバシーに関連するすべての法律。
1.7. **デバイス**：来場者を対象とした見込み客獲得目的のアプリケーションまたはバーコード・スキャナ・デバイス
1.8. **ディレクトリ**：マッチメイキング機能を含む場合があるがこれに限定されない、オンライン製品またはサービスのディレクトリまたはその他のリスト（当該イベントの出展者、スポンサーおよび来場者のみを対象とするか否かを問いません。）。
1.9. **ディレクトリ・コンテンツ**：ディレクトリに含めるために、お客様またはその職員が提供する（ディレクトリに直接アップロードするか、その他の方法によるかを問いません。）すべてのコンテンツ、資料およびその他の情報。
1.10. **イベント**：出展契約申込書に記載された主催者が主催する展示、会議、ショーまたはその他のイベント。
1.11. **本件料金**：出展契約申込書に記載されるパッケージについて、お客様が支払うべき料金。
1.12. **不可抗力事象**：主催者の合理的な支配を超えて生じる事象または状況（これには、政府の規制もしくは措置、制裁の発動、禁輸措置、軍事行動、テロ行為もしくは戦争、内乱もしくは暴動、伝染病、パンデミック、火災、天災、水害、干ばつ、地震、自然災害、国家の終焉、第三者請負業者／供給業者の不履行、会場の損傷もしくは解約、労働争議、公共サービスの中断／停止、または核汚染、化学汚染もしくは生物汚染を含みますが、これらに限定されません。）。
1.13. **インフォーマグループ**：最上位の親会社が Informa PLC であるすべての事業体を含みます。
1.14. 知的財産権：商標、商号、ドメイン名、ロゴ、意匠権、著作権、データベース権、著作者人格権、営業権、秘密保持権、ノウハウおよび営業秘密の権利ならびにその他すべての知的財産権または類似の権利であり、 登録の有無を問わず、 現在または将来において世界のいずれかの場所に存在するもの。
1.15. **マニュアル**：イベントに関し主催者がお客様に提供し随時更新する、マニュアル、サービス・キットまたはガイド。
1.16. **マーケティングサービス**：出展契約申込書に記載されるスポンサーシップのマーケティングサービス要素。（これには、宣伝キャンペーンによる第三者への E メール配信を制限することなく含む場合があります。）
1.17. **本件資料**：お客様またはその職員が提供するすべてのコンテンツ、資料およびその他の情報。（お客様の名称、プロフィール、製品またはサービスの説明、ロゴ、コピー、文章、写真、音声、ビデオ、アートワークまたはコンテンツセッション・データを含みますが、これに限定されません。）
1.18. **開催初日**：イベントの一般公開の開始が予定されている日。
1.19. **主催者**：パッケージ提供にかかる出展契約申込書に記載されている、インフォーマグループの事業体。
1.20. **オーナー**：会場の所有者、経営者または運営者。
1.21. **パッケージ**：出展契約申込書に記載され両当事者により随時更新される、イベントに関連してお客様が購入した、スペースもしくはスポンサーシップまたはディレクトリもしくはデバイスのパッケージ。
1.22. **職員**：イベントに関連していずれかの当事者が従事させるまたは雇用する従業員、コンサルタント、代理人、その他の担当者もしくは請負業者（またはそれらの従業員、コンサルタント、代理人もしくはその他の担当者）
1.23. **報告すべき違反**：個人データの偶発的、不正または違法な処理、破棄、紛失、破損、改ざんまたはアクセスにつながるセキュリティ違反。
1.24. **スペース**：出展契約申込書に記載された、お客様に割り当てられる展示スペース。
1.25. **スポンサーシップ**：出展契約申込書に記載された、パッケージのスポンサーシップにかかる要素またはプロモーション的要素。（広告、スポンサー向けマーケティングサービスまたはマーケティング機会、コンテンツ・セッションへの貢献または実施を含みますがこれに限定されません。）
1.26. **会場**：イベントが開催される会場。

2. パッケージ
2.1. 出展契約申込書が主催者に提出されると、本規約に従ったパッケージの購入申込となり、お客様はこれを取り消すことができません。出展契約申込書の提出は、お客様が(i) イベントで展示すること、またはイベントに他の方法で参加することを許可されること、(ii) 会場内の特定の展示ホール、セクション、または場所に割り当てられること、または (iii) お客様の要請に基づく実際のパッケージ（スペースの広さまたはスポンサーシップの金額を含みますが、これに限定されません。）を受領することを保証するものではありません。主催者は、いかなる出展契約申込書も拒否する権利を留保します。 主催者が承諾の確認書（E メールまたはその他の方法によります。）をお客様に送付する場合に限り（受領の有無を問いません。）、拘束力のある契約が発効するものとします。本規約に定める場合を除き、本契約のいかなる変更（パッケージの変更を含みますが、これに限定されません。） も、両当事者が書面により当該変更に合意しない限り効力を有しません。本規約は本契約に適用されますが、お客様が適用または包含を求めるその他の条件、または取引、慣習、慣行もしくは取引の経過により黙示されるその他の条件は除きます。

3. 本件料金
3.1. お客様は、出展契約申込書に記載される支払条件に従い、本件料金を決済資金で支払うものとします。主催者が支払につきお客様に特に指定した銀行口座以外の銀行口座に、お客様が本件料金（またはその一部）を支払った場合、主催者はいかなる責任も負わないものとします。特に、主催者は、銀行口座変更さらにかかる虚偽の連絡、なりすましおよびその他の詐欺を含むがこれに限定されない第三者による詐欺に起因または関連してお客様またはその職員が被った、または負担した損失、損害、費用、請求または経費について責任を負わないものとします。主催者が指定した銀行口座への本件料金の支払のみが、本契約に基づくお客様の支払義務を満たすものとします。主催者の指定した銀行口座の変更をお客様に通知する通信を、お客様が受領した限りにおいて、お客様は、当該通信の真正性につき主催者に直接確認する必要があります。主催者が、自ら指定した銀行口座において支払期日までに本件料金を決済資金で受領しない場合、主催者は、自ら有し得るその他の権利または救済手段に影響を与えることなく、以下の権利を有するものとします。(i)お客様およびその職員のイベントへの立ち入りを拒否すること、(ii)パッケージの要素の提供を拒否もしくは撤回すること、(iii)（利息適用の決定前か後かを問わず）支払期日から未払金額が支払われるまでの間、当該未払金額に対し、日本銀行が随時公表する基準貸出金利に年利 4 パーセントを加えた利率による利息を、日割および四半期毎に複利で請求すること。主催者が当該措置を講じる場合、お客様はパッケージに関してすでに支払った本件料金のいかなる部分の払い戻しも受ける権利を有さず、本件料金の全額の支払義務は継続するものとします。
3.2. 両当事者は、主催者が本件料金の全額を受領し、(i)銀行手数料およびその他の支払送金手数料、および(ii) 該当する消費税、物品サービス税、売上税またはサービス税は（本件料金に加えて）お客様が単独ですべて支払うことを意図しています。本件料金の全部または一部に関連して源泉徴収税の支払義務が発生する場合、その限りにおいて、お客様は、当該源泉徴収税を該当する税務当局に直接支払い、支払を証明する有効な証明書を主催者に提供するものとします。有効な証明書が提供されない限りにおいて、または主催者が源泉徴収税の払戻しを受けることができない限りにおいて、本件料金の金額は、当該源泉課税額を補うために必要な金額を増額するものとします（当該増額自体に課される源泉課税額について「グロスアップ」するために必要な金額を含みますが、これに限定されません。）。
3.3. お客様は、オーナーまたは主催者がイベントの安全かつ効率的な運営のために特定のサービスを必要とする可能性があることを認め、これに同意するものとします。これには公共サービス（電気など）の接続および消費ならびに展示スタンド・パッケージブース施工完了確認作業／安全衛生監査が含まれますが、これに限定されません。当該サービスは、オーナーまたは主催者が指名する請負業者により提供されるものとし、お客様が当該サービスについて当該請負業者を使用することを本契約の条件とします。当該サービスの請求額（以下「**請負料金**」といいます。）については、開催初日前にマニュアルに定められるか、または主催者が書面をもって連絡するものとします。お客様は、該当する各請負業者の支払条件に従い、各請負業者に請負料金を直接支払うことによって単独で責任を負います。お客様が上記支払条件に従って請負料金を支払わない場合、主催者は、その単独の裁量により、(i) 当該請負料金を自ら支払い、これをお客様に直接請求する、または(ii) お客様が本契約について是正不能なかつ重大な違反を犯したとみなし、第 15.1 条に基づく主催者の権利を行使することができるものとします。

4. お客様の一般的義務
4.1. お客様は、(i)すべての法律（贈収賄禁止、腐敗防止、貿易制裁、奴隷労働および輸出規制に関連するすべての法律を含みますが、これに限定されません。）、(ii)パッケージの要素に関連して主催者またはオーナーが随時発行するすべての規則、規定および指示（衛生、安全およびセキュリティ要件に関するものを含みますが、これに限定されません。）、ならびに(iii)マニュアルの規定（それに記載されたすべての業務上の要件を含みますが、それに限定されません。）を遵守するものとします。
4.2. お客様は、以下を保証、表明および約束します。(i)本契約を締結し、本契約に基づく自己の義務を履行する権利、権原および権限を有していること、および (ii)お客様を代表して本契約に署名するか、その他の方法により正式に本契約を受諾する者は、当該行為を行うために必要な権限を有していること。
4.3. お客様およびその職員は、(i)主催者、オーナーまたはその他のイベント来場者に不快感、迷惑または不都合を及ぼすような行為をしないものとし、(ii)主催者、オーナーまたはイベントの評判に悪影響を及ぼすような行為をしないものとし、または(iii)会場もしくはその一部またはお客様の財産ではない備品もしくは付属品に損害を与えず、また与えさせないものとします。
4.4. お客様は、パッケージまたはイベントに関するすべての事項について、主催者に誠実に協力するものとします。 何らの制限なく、お客様は、パッケージに関して主催者が合理的に要求し得るすべての情報を主催者に提供し、当該情報が正確であることを保証するものとします。
4.5. お客様は、イベント開催国または開催領域への入国または立ち入りのために必要なパスポート、ビザおよびその他の文書を取得する責任を単独で負うものとします。 お客様またはその職員がかかる文書を入手しなかったためにイベントに来場できない場合でも、本件料金の全額の支払義務は継続するものとします。
4.6. お客様は、お客様がイベントに参加し、その展示物をディスプレイするために必要なライセンス、規制上の承認、税関認可またはその他の必要な承諾（お客様またはその職員による音楽またはその他の音声もしくは映像資料の演奏に必要なライセンスまたはその他の必要な承諾を含みますが、これに限定されません。）を取得する責任を単独で負うものとします。
4.7. お客様は、自己に関する詳細（名称、ロゴおよびプロフィールを含みますが、これに限定されません。）が、(i)ショーガイド、ディレクトリまたはその他イベントに関連して作成されるプロモーション資料に掲載されること、または(ii)イベントのウェブサイトに掲載されることを承諾するものとします。主催者はかかる掲載／掲示につき相当の注意を払うものとしますが、発生する可能性のある誤謬、脱漏または引用相違について責任を負わないものとします。
4.8. お客様またはその職員によるイベントの無許可の撮影、録音および写真撮影、ならびにイベントでの音声または映像資料の無許可の送信は、明示的に禁止されるものとします。 お客様またはその職員は、(i)本第 4.8 条の規定に違反して記録された（媒体を問いません。）資料を主催者に引き渡すこと、または主催者の要求に応じて廃棄すること、および(ii)そのような資料の著作権およびその他の知的財産権は、当該資料の作成時に無条件かつただちに主催者に帰属することに同意するものとします。
4.9. お客様は、主催者およびその職員によるイベントの撮影、録音および写真撮影が許可されることを認めそれに同意するものとし、これには お客様の職員が対象となる可能性のある撮影、録音および写真撮影が含まれますがこれに限定されません（以下「**コンテンツ**」といいます。）。お客様は、自己の職員に、イベントの撮影、録音および写真撮影について上記を認識させることに同意するものとします。お客様は、主催者がコンテンツにおけるすべての権利の単独かつ独占的な所有者であることを認め、これに同意し、(i)当該コンテンツに対する一切の権利、ならびに(ii)コンテンツもしくはその利用に関してまたはこれらに起因してお客様が有する可能性のある一切の請求権を放棄するものとします。主催者は、制限なく、販促およびその他の目的のために、いかなる支払または報酬も伴わず、世界のいかなる場所においてもコンテンツを使用することを許可されるものとします。お客様の職員のいずれかがイベントの撮影、録音または写真に自己の音声や画像が使用されることに異議を唱える場合、お客様は、主催者に書面で通知するものとします。
4.10. お客様は、本契約の条件（本件料金の金額を含みますが、これに限定されません）およびマニュアルの規定が主催者の秘密情報となることを認め、これに同意します。またお客様は、いかなる時も本契約の条件を第三者に開示しないことを約束します。

5. データ保護
5.1. 各当事者は、本契約に関連した個人データに係る自己の処理（データリスト（第 5.2 条で定義します。）に基づく個人データの処理を含みますがこれに限定されません。）に責任を負うことを認め、これに同意します（また該当する場合、両当事者は、各当事者が一般データ保護規則（規則(EU)2016／679）におけるデータ管理者として務めることに合意します。）。各当事者は、(i)個人データを、専らデータ保護法に従って処理し、同法に違反せず、他方当事者をして同法に違反させないものとし、(ii)他方当事者がデータ保護法に基づくその義務を遵守できるよう、他方当事者が合理的に要求し得る情報および支援の提供において合理的に行動するものとします。いずれかの当事者が、本契約に関連する個人データの処理に関して報告すべき違反を認識した場合、当該当事者は、(i)当該報告すべき違反の合理的な詳細につき不当な遅滞なく他方当事者に提供するものとし、(ii)報告すべき違反に関してデータ主体または監督当局に交付する通信または通知について、他方当事者に合理的に協力して行動するものとします。いずれかの当事者が、本契約に関連する個人データの処理に関連して監督当局から何らかの連絡を受けた場合、当該当事者は、以下に従うものとします。(i) 当該連絡の合理的な詳細を他方当事者に提供すること、および(ii) 上記の対応について他方当事者と合理的に協力して行動すること。主催者は、自己のプライバシーポリシーに従って個人データを収集、使用および保護しており、当該プライバシーポリシーは次のウェブサイトで閲覧することができます。https://www.informa.com/privacy-policy/
5.2. 本規約第 5.1 条の一般性を損なうことなく、お客様は、パッケージの一部として主催者から個人データを含むリスト（以下「**データリスト**」といいます。）を受領した場合、以下に従うことを認め、これに同意します。(i)データリストの秘密性を保ち、いかなる第三者にも開示しないこと、(ii)パッケージにより販促されたお客様の製品またはサービスとの関わり具合に応じて、データリスト上の連絡先に最初にアプローチする目的でのみデータリストを使用すること(iii)主催者が合理的に要求する時期またはデータ保護法により要求される時期のいずれか早い時期までに、データリストを安全に削除するか、または使用不可にすること、および(iv) お客様によるデータリストの使用に関連して監督当局から受領した照会、苦情、通知またはその他の通信の合理的な詳細を主催者に提供し、監督当局に対するお客様の対応に関し、主催者に協力して合理的に行動すること。お客様は、主催者が専ら法律上提供が許される限りにおいてデータリストの全部またはー部をお客様に提供する義務を負い、主催者によるデータ保護法遵守の結果、お客様に提供された個人データの量が予測された量より少ない場合にも、主催者が責任を負わないことを認め、これに同意します。

6. スペースに関する特定の条件
6.1. 主催者は、イベントにとって最善の利益であると自己が考える通りに、イベントのフロア・プランまたはスペースの仕様書を、単独裁量によっていつでも変更する権利を有します。これには、スペースまたはその展示スタンドの大きさ、形態または位置の変更、または会場の入口、出口およびアクセスにかかる変更または閉鎖が含まれますが、これに限定されません。スペースの大きさが縮小された場合、お客様は、スペースに関し支払義務が発生する本件料金について、比例按分による返金を受けるものとします。
6.2. 主催者は、お客様がイベントで展示物をディスプレイするためにスペースを使用することを許可します。当該使用は借地権を構成しないものとし、お客様は、本スペースに対するその他の権利または権益を持たないものとします。お客様は、スペースにおいて行う営業のみを許可されており、会場における他のいかなるエリアにおいてもディスプレイや展示を行ってはなりず、他の方法で勧誘しないものとします（また、他人にそのようなことをさせないものとしますものとします。）。
6.3. お客様は、(i)イベントの開会に間に合うようにスペースを占有し、(ii)イベント期間中、常にそのスペース（展示台を含みます。）に(a)有能な人材を配置し、(b)清潔で整頓され、適切に表示され、危険な資料／品目およびその他の危険が存在しないよう対策を施し（これを実施できない場合、主催者は、何らの責任を負うことなく、そのような手配をお客様の危険負担および費用負担にて行う権利を有します。）、(iii)イベントの閉会前に展示スタンドを開鎖しないことを約束するものとします。
6.4. お客様が展示できるのは、お客様自身の商業活動に関連する展示物のみとします。いかなる展示物も、当該展示物に関する正式な荷渡指図書または通関書類がない限り、会場に搬入することはできません。作業展示物または移動展示物の展示は、主催者の書面による事前承認を得なければならず、お客様またはその職員により授権された者の立会いの下でのみ操作されるものとします。 主催者は、(i)法律または適用される業界の規制または基準（ワシントン条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora、CITES）の取引規制または国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature、IUCN）が発行するその他の基準がこれまたがれ、これに限定されません。）に違反し、(ii)偽造品を構成しまたは第三者の知的財産権を侵害し、(iii)他者を不愉快にするおそれがあり、または(iv) その他本規約を遵守していないと主催者が合理的に判断する展示物の撤去または展示またはデモンストレーションの中止を、責任を負わずにお客様の危険負担および費用負担にて行う権利を有するものとします。
6.5. 本規約の第 6.6 条の規定が適用される場合を除き、お客様は、スペース構築のあらゆる部分（モジュラー・スタンドまたはこれに類する構造、パイプおよびカーテン、パッケージ仕様、ブランディングおよび装飾を含みますが、これに限定されません。）に単独で責任を負うものとします。展示物およびディスプレイは、主催者から書面による許可を受けない限り、展示スタンドの壁の高さを超えないものとします。 シェルスキーム以外のスキームが適用されるスペースに関するプランは、仕様に準拠し、マニュアルの記載に従い承認のために提出される必要があります。主催者は、承認された計画と異なる、または要求された仕様のいずれにも合致しない展示スタンドの変更または撤去を命ずる権利を有します。変更または撤去の費用は、お客様が全額負担するものとします。かかる変更または撤去を主催者が要求する期間内に行われない場合、主催者は、お客様の危険負担および費用負担でこれを行うことができ、かかる費用は、主催者の要求により払い戻されるものとします。
6.6. 主催者は、出展契約申込書において明示的に合意した場合に限り、スペースにてお客様のために事前に構築されるブース（モジュール式スタンドまたは同様の構造、パイプ、カーテンおよびシェルスキームを含みます。）の設置について責任を負うものとします。お客様は、スペースの装飾およびブランディングのすべての事項について単独で責任を負うものとします。
6.7. お客様は、主催者の事前の書面による承諾がない場合（かかる承諾は、主催者が定める諸条件および制限をスペース共有者が遵守することを条件とします。）、スペースを第三者と共有しないものとします。お客様がスペースの共有を許可される場合、その限りにおいて、お客様は、スペース共有者およびスペース共有者の職員に本契約を遵守させるものとします。ただし、お客様は、スペース全体に単独で責任を負い、スペース共有者およびスペース共有者の職員のあらゆる作為または不作為（当該当事者による本契約の条件の違反を含みますが、これに限定されません。）に責任を負うものとします。主催者が書面により別段の同意をしない限り、お客様は、イベント期間中、常に自己の展示スタンドに少なくとも 1 名の職員を配置するものとします。 スペース共有の取決めが承認された場合でも、お客様は、本件料金の全額について引き続き全面的に支払責任を負うものとします。
6.8. 食品または飲料は、主催者の事前の書面による承諾を得たお客様またはその職員によってのみ供給することができるものとします。上記を制限することなく、お客様は、主催者の事前の書面による承諾がある場合を除き、アルコール飲料を会場に持ち込むことはできません（また、承諾が得られた場合、持ち込み料が必要となることがあります。）。
6.9. 消費者に開放されているイベントを除き、または主催者が事前に書面で承諾している場合を除き、小売販売（および関連する製品またはサービスの提供）は、イベント・フロアでは認められません。
6.10. イベント終了後主催者が指定する時に、または本契約がそれより早く終了する場合はその時に、すべての展示物は会場から撤去され、スペースは当初お客様に提供された良好で清潔な状態にて主催者に引渡されるものとします。かかる期間の後で現地に残存するお客様の財産は放棄されたものとみなされ、お客様の危険負担および費用負担にて主催者が売却またはその他の処分をすることができるものとします。
6.11. お客様またはその職員が本第 6 条に違反した場合、またはイベントもしくはイベント来場者を衛生、安全またはセキュリティの観点から危険にさらすおそれのある活動に従事した場合、主催者は、自ら有し得るその他の権利または救済手段に影響を与えることなく、お客様の展示スタンドを何ら責任を負うことなく閉鎖する権利を有するものとします。

7. （マーケティングサービスを含む）スポンサーシップに関する特定の条件
7.1. お客様は、(i)主催者が指定した期限内にすべての本件資料を主催者に提供するものとし、(ii)すべての本件資料に関する主催者の仕様および技術要件を遵守するものとします。お客様が上記を行わない場合、主催者は、本件資料の全部または一部の印刷、発行またはその他の使用を拒否する権利を留保します（ただし、スポンサーシップに関する本件資料の全額の支払義務は継続するものとします。）。
7.2. お客様は、本件資料が以下のとおりであることを保証、表明および約束します。(i)正確かつ完全であること、(ii)お客様自身の原著作物である（お客様が著作権者である）こと、またはお客様が関連する第三者（著作権者および規制当局を含みますが、これらに限定されません。）から著作権およびその他該当する権利処理、同意、承認、ライセンスまたは許可を取得していること。それぞれの場合において、お客様はパッケージに関連し本件資料を無制限で主催者の利用に供する権利を有し、他者の権利（第三者の知的財産権を含みますが、これに限定されません。）に対する違反も侵害もないこと、(iii)いかなる方法によっても中傷的、誹謗、卑猥、威嚇的、脅迫的、不快、攻撃的または詐欺的ではないこと、(iv)いかなる方法によっても違法ではなく、法に反することなく、法律の違反を扇動することも促すこともないこと、(v)現在または将来において、パッケージの提供に関連して主催者による本件資料の利用を損なうまたは妨げるおそれがある、請求、要求、留置権、負担またはいかなる種類の権利の対象ではないこと、および(vi) デジタル形式で提供される場合、ウイルスおよびその他マルウェアまたはいかなる種類の不正要素もなく、主催者のシステム、発行物、ウェブサイト、プラットフォーム、媒体もしくはその他の資産の運用に対し、またはこれらの利用者に対し、いかなる悪影響も及ぼさないこと。
7.3. 主催者は、本件資料を組み込む成果物の作成において合理的な注意を払うものとしますが、生じる可能性のある誤り、遺漏または誤り引用に対して責任を負わないものとします。上記を制限することなく、主催者は、本件資料の組み込みにおいて正確な色の一致を保証することはできず、本件資料で使用される色は、画像および文章に係る手引きのみを目的とします。すべての本件資料は、主催者の承認を条件とします（ただし、当該承認にかかわらず、お客様は、当該本件資料に関して単独で責任を負うものとします。）。主催者は、本件資料の受領後いつでもその使用を拒否する権利を有します。主催者は、出展契約申込書に指定されたサイズ、ポジションおよび方法でスポンサーシップを提供するために合理的な努力を払うものとしますが、合理的な修正を行う場合には責任を負いません。
7.4. お客様は、イベントに関連する本件資料の製作に関連して本件資料およびお客様の詳細情報を使用する、ロイヤルティ無償、非独占的かつ世界中で利用可能なライセンスを主催者に付与するものとします。お客様は、これら資料の作成に要する時間および費用を考慮し、本契約が終了する場合において、イベント開催の資料から本件資料の削除に要する時間および費用が主催者により合理的に正当化できないときは、主催者がその裁量により本契約の終了後も資料およびお客様の詳細情報を引き続き使用できることを認め、それに同意するものとします。
7.5. スポンサーシップの全体または一部がマーケティングサービスから構成される場合、主催者は、出展契約申込書に記載された納入日程を守るための商業上合理的な努力を講じるものとします。 そのようなマーケティングサービスに、宣伝キャンペーンによる第三者への E メール配信が含まれる場合、主催者の要請により、お客様は以下を行うものとします。(i)キャンペーン開始の 5 日前までに、お客様またはその関連会社から、またはこれらに関して通信を受信することをオプトアウトしたまたは定期購読を終了した個人の E メールアドレスを含む、真正、正確かつ完全なサプレッションリスト（以下「**サプレッションリスト**」といいます。）を維持し、主催者に引き渡すこと、および(ii)当該キャンペーン期間中、いずれかの個人がオプトアウトまたは定期購読終了を要求した各事例の直後に、主催者が指定する形式で更新されたサプレッションリストを、主催者に提出すること。 そのようなマーケティングサービスに基づき E メールがお客様またはその職員の提供する E メールアドレスに送信される限りにおいて、当該 E メールアドレス宛に当該 E メールを送信するために必要とされるすべての同意と許可をお客様が取得しており、当該 E メールアドレスのいずれもサプレッションリストに記載されていないことを、お客様は保証、表明および約束します。お客様は、お客様またはその職員による本規約第 7.5 条の違反に起因または関連して、主催者またはインフォーマグループのメンバーが被ったまたは負担した損失、損害、費用、請求または経費（規制措置または罰金に関連するものを含みますが、これらに限定されません。）について主催者を補償するものとします。
7.6. お客様またはその職員が第 7 条に違反した場合、主催者は、自ら有し得るその他の権利または救済手段に影響を与えることなく、責任を負うことなく、下記を行う権利を留保します。(i)本件資料の使用を停止または中止すること (ii)スポンサーシップの要素の提供を拒否または撤回すること。

8. ディレクトリに関する特定の条件
8.1. お客様がパッケージの一部としてディレクトリへの登録を購入する場合、本規約第 8 条の条件が適用されるものとします。出展契約申込書には、お客様がイベントに関連してディレクトリへの登録を購入することが必須である旨が明記されている場合があります。
8.2. お客様がそのディレクトリ登録を有効にする権利を有する期間、ならびにディレクトリ内におけるその適用範囲およびディレクトリに関連する特典は、出展契約申込書に明記されるものとします。

8.3. お客様は、ディレクトリへのアクセスに使用されるすべてのユーザ名およびパスワードが秘密とされ、お客様およびその職員（場合に応じ）固有のものであることを認め、これに同意します。お客様は、当該ユーザ名もしくはパスワードの他者による使用を許可してはならず、またその職員にこれを許可させないものとします。またお客様は、当該ユーザ名またはパスワードを使用する者の作為および不作為について責任を負うものとします（お客様またはその職員が当該使用を許可したか否かを問いません。）。お客様は、ユーザ名もしくはパスワードの不正使用またはディレクトリに関するその他セキュリティ違反を知るに至った場合、ただちに主催者に通知するものとします。

8.4. すべてのディレクトリ・コンテンツは、本規約に従わなければなりません。主催者は、不快、不適切、わいせつであるか、本規約を遵守していないと自ら判断したディレクトリ・コンテンツを削除する権利を留保します。お客様は、ディレクトリ・コンテンツが第三者の知的財産権を侵害しないことを確保するものとし、お客様は、ディレクトリ・コンテンツの正確性および法律遵守の確認に単独で責任を負うものとします。

8.5. すべてのディレクトリ・コンテンツは、秘密性がなく、非専有的とみなされるものとします。お客様は、法律により認められる最大限の範囲で、ディレクトリ・コンテンツに対する著作者人格権を放棄します。

8.6. お客様は、ディレクトリ・コンテンツが以下のおりであることを保証、表明および約束します。(i)正確かつ完全であること、(ii)お客様自身の原著作物である（お客様が著作権者である）こと、またはお客様が関連する第三者（著作権者および規制当局を含みますが、これらに限定されません。）から著作権およびその他該当する権利処理、同意、承認、ライセンスまたは許可を取得していること。それぞれの場合において、お客様はパッケージに関連しディレクトリ・コンテンツを無制限で主催者の利用に供する権利を有し、他者の権利（第三者の知的財産権を含みますが、これに限定されません。）に対する違反も侵害もないこと、(iii)いかなる方法によっても中傷的、誹謗、卑猥、威嚇的、脅迫的、不快、攻撃的または詐欺的ではないこと、(iv)いかなる方法によっても違法ではなく、法に反することなく、法律違反を扇動することも促すこともないこと、および(v)現在または将来において、パッケージの提供に関連した主催者によるディレクトリ・コンテンツの利用を損なうまたは妨げるおそれがある、請求、要求、留置権、負担またはいかなる種類の権利の対象ではないこと、および(vi)デジタル形式で提供される場合、ウイルスおよびその他マルウェアまたはいかなる種類の不正要素もなく、主催者のシステム、発行物、ウェブサイト、プラットフォーム、媒体もしくはその他の資産の運用に対し、またはこれらの利用者に対し、いかなる悪影響も及ぼさないこと。

8.7. ディレクトリ・コンテンツがお客様の製品またはサービス（ディレクトリにアップロードされる可能性がある画像と詳細）に関する情報を含む場合、その範囲において、お客様はさらに、当該情報が一般的情報のみに限定され、専門的助言ではないことを表明、保証および約束します。 お客様は、ディレクトリ・コンテンツがお客様自身の商業活動のみに関連するものであることを確保するものとします。

8.8. 本規約第 16.4 条を制限することなく、お客様は、以下に関しディレクトリ・コンテンツに起因または関連して、主催者またはインフォーマグループのメンバーが被ったまたは負担した損失、損害、費用、請求または経費（第三者の請求を含みますがこれに限定されません。）に対して主催者を補償するものとします。(i)ディレクトリ・コンテンツの不正確性もしくは不完全性。(ii)ディレクトリ・コンテンツに関する第三者の知的財産権の侵害。

8.9. 主催者は、ディレクトリが継続的に、安全に、または中断されることなく動作することを保証することはできず、主催者は、その一時的な利用不可またはウイルスその他の有害な要素に対しても責任を負いません。主催者は、いかなるときでも、その理由を問わず、以下を行う権利を留保します。(i)ディレクトリのあらゆる側面につき変更、修正、停止または中止すること。(ii)ディレクトリの技術仕様を変更すること。(iii)保守、アップグレードまたはセキュリティ上の問題に対処するために、ディレクトリへのお客様およびその職員のアクセスを一時的に停止する、または不可能とすること。

8.10. 主催者は、ディレクトリ内でリンクされる、または参照されるその他ウェブサイトの利用またはそのコンテンツについて、その内容を保証せず、またはその内容に責任を負いません。また、主催者は、他のウェブサイト上でまたは他のウェブサイトを通じて利用可能なコンテンツ、製品またはサービスの利用またはそれらへの依存に起因して、またはそれらに関連してお客様またはその職員が被ったまたは負担した損失、損害、費用、請求または経費について責任を負わないものとします。

8.11. お客様は、ディレクトリを使用する際、ディレクトリがホスティングされるウェブサイトに表示されるウェブサイト利用規約または公正もしくは許容可能な利用方針にさらに従うことを認め、これに同意します。

8.12. お客様またはその職員が本第 8 条（または当該ディレクトリがホスティングされているウェブサイト上で提示されるウェブサイト利用規約または公正もしくは妥当と認められた利用方針）に違反した場合、主催者は、自ら有し得るその他の権利または救済手段に影響を与えることなく、お客様およびその職員によるディレクトリの使用およびアクセス、ならびにディレクトリ内での利用範囲およびディレクトリに関連するベネフィットを、責任を負うことなく停止する、または無効にする権利を有します。

8.13. ディレクトリに関連して主催者が負う責任の総額は、その発生事由にかかわらず、専らディレクトリに関してお客様が支払った本件料金の総額を上限とします。

9. デバイスに関する特定の条件

9.1. お客様がパッケージの一部としてデバイスを注文する場合、本規約第 9 条の条件が適用されるものとします。 出展契約申込書には、お客様がイベントで使用するためのデバイスを注文することが必須である旨が規定される場合があります。

9.2. お客様は、すべてのデバイスが主催者が指定する第三者供給業者（以下「**デバイス供給者**」といいます。）によって提供されることを認め、これに同意するものとします。デバイスの使用により、お客様は、デバイス供給者が提供する見込み客獲得サービスを利用できるようになりますが、見込み客獲得サービスの開始および使用にあたり、お客様はデバイス供給者の利用規約に同意し、これを遵守する必要があるものとします。デバイス供給者の利用規約に同意することにより、お客様とデバイス供給者は、かかる見込み客獲得サービスの有効化および使用に関して別途契約を締結したとみなされます。デバイス供給者が、デバイス供給者の利用規約に従い、お客様による見込み客獲得サービスの利用を終了する権利を行使した場合でも、デバイスに関連してお客様が支払った本件料金は一切返金されません。

9.3. お客様は、デバイスを用いてイベント来場者のバッジをスキャンする前に、来場者から必要な承諾を得ることを認め、これに同意するものとします。

9.4. お客様は、デバイス供給者がデバイス供給者の利用規約に従い、見込み客獲得サービスに関連してお客様またはその職員が収集したすべてのデータをホスティングすることを認め、これに同意するものとします。特に、お客様は、デバイス供給者がデバイス供給者の利用規約に定める目的のために、お客様が見込み客獲得サービスを使用して収集した特定のデータを主催者に開示する場合があることを認め、これに同意するものとします。

9.5. お客様またはその職員が本第 9 条に違反した場合、主催者は、自ら有し得るその他の権利または救済手段に影響を与えることなく、デバイスがお客様またはその職員によって使用不能となり、ただちにデバイス供給者に返却されるよう要求する権利を有します。

9.6. お客様は、すべてのデバイスが、主催者の代理としてデバイス提供者によりお客様に提供されることを認め、これに同意するものとします。お客様は、デバイス供給者の指示に従いデバイスを回収し返却するものとします。お客様は、お客様がデバイスを返却しないこと、またはお客様またはその職員によるデバイスの破損に起因または関連して主催者またはインフォーマグループのメンバーが何らかの損失、損害、費用、請求または経費を被ったまたは負担した場合、それを補償するものとします。 デバイスについて故障、誤作動、不具合もしくは正確性の問題が発生した場合、またはデバイスおよび／もしくは取り込まれたデータに関連してその他の損失または損害が発生した場合、お客様は問題を解決するためにデバイス供給者に連絡するものとします。 お客様は、かかる問題に関連してまたはそれから発生して主催者に対する一切の請求権を本契約により放棄します。 デバイスに関連して主催者が負う責任の総額は、その発生事由にかかわらず、専らデバイスに関してお客様が支払った本件料金の総額を上限とします。

10. 来場者、視察団体およびお客様の職員の入場証

10.1. 訪問者用入場証または視察団体用入場証がパッケージの一部として発行される場合、それらは（状況に応じて）訪問者または視察団体（該当する場合）に適用される主催者の諸条件がその都度有効であることを条件に発行されるものとします。お客様には、イベントで勤務する職員（該当する場合）のための入場証が（主催者またはオーナーのいずれかから）提供されるものとし、当該職員は、イベントで要請された場合当該入場証を提示する必要があります。主催者は、有効な入場証を持たない者の立入りを拒否する場合があります。入場証は、発行を受けた人の名前でのみ有効であるものとします。

11. 付与される権利の制限

11.1. イベントおよびパッケージに関するお客様の権利は、本契約に記載された権利に厳密に限定されます。お客様は、自己のウェブサイトまたはソーシャルメディアにおいて、イベントへの来場および参加の事実を広告することができるものとします（イベントのウェブサイトへのリンクを張ることを含みますがこれに限定されません。）。ただし、主催者は、いつでもおよび理由の如何を問わず、お客様に当該広告の削除を要求することができ、お客様は、当該要求に速やかに従わなければならないものとします。お客様は、本契約に明示的に定める場合または主催者から書面で事前承諾がある場合を除き、(i)イベント特定のウェブサイトを開設すること、または(ii)その他の方法でイベントまたは主催者との関係を宣伝または広告することはできません。 本契約のいかなる定めも、主催者またはインフォーマグループのメンバーの知的財産権を使用または利用する権利、許可またはライセンスをお客様に付与すると解釈されないものとします。

12. イベントの変更

12.1. 本契約の他のいかなる規定にもかかわらず、主催者は、イベントの形式、内容、場所、会場、開場時間、期間、日付またはその他の時期をいつでもいかなる理由でも責任を負うことなく変更する権利を有します。 当該変更が行われた場合にも、本契約は両当事者を引き続き拘束するものとしますが、ただし、当該変更を考慮して主催者が必要とみなすとおりに、パッケージの修正が行われるものとします。

13. 主催者によるイベントの中止および日程変更

13.1. 主催者は、いつでもいかなる理由によっても（イベントの開催が違法、不可能、不得策または実行不可能であると主催者が考えるような不可抗力事象の発生含まれますが、それに限定されません。）イベントの開催日を取り消す、または変更する権利を有します。

13.2. イベントの日程が当初予定されていたイベント開催初日から 12 か月以内の新しい日程に変更された場合、またはイベントが取り消された場合であっても、次の暦年のどこかで（2 年に 1 度開催されるイベントの場合は、翌 2 暦年のどこかで）イベントが開催されることを主催者が合理的に予想する場合、本契約は引き続き完全に効力を有するものとし、当事者の義務は、当初予定されていたイベントに適用されたと考えられる形と同じ形で、新しい日程のまたは次回開催時（該当する場合）のイベントに適用されるものとみなされます。疑義を避けるために付言すると、本規約第 13.2 条のいかなる規定も、出展契約申込書に記載される条件に基づく本件料金の支払からお客様を免除するものではありません。

13.3. イベントが中止され、次の暦年のどこかで（2 年に 1 度開催されるイベントの場合は、翌 2 暦年のどこかで）イベントが開催されることを主催者が合理的に予想しない場合、本契約は、いかなる責任をも伴うことなく終了するものとします。この場合、お客様の選択により、既に支払われた本件料金があれば返還される、または既に支払われた本件料金についてクレジット・ノートが発行されるものとし、お客様は、本件料金についてそれ以降支払う予定だった部分の支払を免除されるものとします。

13.4. お客様は、イベントが取り消されたまたは日程変更された場合、本第 13 条の規定がお客様に認められる唯一の救済措置であり、主催者のその他一切の責任が本契約により明示的に排除されることを認め、これに同意するものとします。

14. お客様による解約

14.1. 出展契約申込書に明示的に記載される場合を除き、お客様は、パッケージの申し込みを取り消すことができず、本契約を解約する権利を有していません。本規約または出展契約申込書に明示的に記載されている場合を除き、払い戻しは行われず、本件料金の全額の支払義務は継続するものとします。

14.2. 出展契約申込書においてお客様による解約が明示的に認められている限りにおいて、お客様は主催者に書面で通知した上でパッケージを解約することができます。ただし、主催者が本規約第 15.1 条に基づき本契約を終了する権利を有する場合を除きます。お客様が上記解約を行った時点で、お客様は、出展契約申込書に記載される解約手数料を主催者に支払うものとします。当該解約手数料を設定する上で、対象日は当初予定されていたイベント開催初日を参照して決定されるものとし、第 13.2 条に従って変更された新たなイベント開催初日（予定日）を参照して決定されるものではありません。

15. 終了

15.1. 主催者は、以下のいずれかに該当するいかなるときも、お客様への書面の通知をもってただちに、責任を負うことなく本契約を終了することができます。(i)お客様が、本契約またはお客様とインフォーマグループのメンバーとの間のその他契約に基づくお客様の義務のいずれかに重大な違反をし、当該違反が是正不能であるか、または是正可能である場合には、お客様が当該違反に係る書面による通知を受領後 14 日（またはイベントの開催初日前に、もしくはパッケージの構成要素を予定日に提供するために、前もって違反の是正が必要なそれより短い期間内）以内にお客様が当該違反を是正しない場合、(ii)お客様が清算を開始するか、支払不能であると宣言されるか、管財人が任命される（またはその旨の申し立てを受ける）か、事業を停止するか、またはいずれかの管轄区域で類似の事態に陥った場合、または(iii)刑事上の犯罪につき有罪判決を受けるか、またはその他自己もしくはイベントもしくは主催者の評判を落とすような行為を行った場合。主催者が本規約第 15.1 条に基づき本契約を終了する場合、主催者は、自己が有し得るその他権利または救済手段に影響を与えることなく、お客様から受領した本件料金の払い戻しを要求されることはなく、ただちに支払い期日が到来する本件料金の残額（または場合に応じて、全額）に関する請求書を提出する権利を有するものとします。

15.2. 主催者は、(i)お客様へのパッケージ提供がイベントにとって最善の利益とならない、または主催者にとって正当な商業上の利益にならないと自らの完全な裁量により判断した場合、(ii)特定の個人／団体または特定の地理的場所における取引を中止するよう法律の下で要求された、または金融機関により指示された場合、または(iii) 自らがイベントの取消しを決定し本契約が第 13.2 条に従って完全かつ有効に存続することを希望しない場合、お客様に書面で通知することによりいつでも責任を負うことなく本契約をただちに終了することができるものとします。主催者が本規約第 15.2 条に基づき本契約を終了した場合、すでに支払われた本件料金の一部は払い戻され（法律上許される場合）、お客様は本件料金の残余部分の支払を免除されるものとします。 お客様は、本規約第 15.2 条に基づき主催者が終了する場合、支払われた本件料金の払い戻しがお客様の唯一の救済手段であり、主催者のその他すべての責任がここに明示的に排除されることを認め、これに同意します。

15.3. 本契約の終了により、主催者は、自ら有し得るその他の権利または救済手段に影響を与えることなく、何ら責任を負わずにお客様の展示スタンドを閉鎖し、お客様の職員をイベントから移動させ、本件資料の上に覆いをし、お客様の展示物または他の財産を（お客様の危険負担および費用負担にて）除去する、販売する、またはその他の方法で処分する権利を有します。主催者は、パッケージについて適切とみなすからゆる部分を自由に再販できるものとします。

15.4. 本契約の終了は、終了日までに生じたいずれかの当事者の権利、救済、義務またはまたは責任に影響を与えないものとします。

15.5. 第 1 条、第 3 条、第 5.2 条、第 7.4 条、第 7.5 条、第 8.8 条、第 8.13 条、第 9.6 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条および第 20 条は、本契約の終了後も存続するものとします。

16. 責任および補償

16.1. 主催者は、(i)イベントの出展者、スポンサーまたは来場者の存在、不在または所在、(ii)イベントに参加する出展者、スポンサーまたは来場者の数または(iii)イベントへの参加またはパッケージの要素を購入した結果お客様が達成する可能性のある（商業的またはその他の）利益または成果に関するものを含むがこれに限定されない、イベントまたはパッケージ全般についていかなる保証も行わないものとします。主催者はさらに、(a)会場の状態、会場での使用のために提供される公共サービス、または(b)イベントの際に他の出展者、スポンサーまたは参加者によりマーケティング、展示または販売される製品またはサービス、またはお客様が当該他の出展者、スポンサーまたは来場者との間で行われるマッチメイキングの取組み、取引またはその他の取決めや手配の結果として実現できる可能性のある（商業的またはその他の）利益または成果に関していかなる保証も行わないものとします。本規約に定められる場合を除き、主催者は、法律で認められている最大限の範囲において、本規約に明示的に記載されていないイベントおよびパッケージに関するあらゆる条件、制約、保証、表明および約束を排除します。

16.2. 主催者は、イベントまたはパッケージ（第三者請負業者またはオーナーが供給する公共サービス、AV、セキュリティ・ルーム／クローク、展示スタンド／シェルスキーム・プランの検査／衛生安全監査、スタンド設営、シェルスキーム、グラフィックス、貨物発送、物流、輸送および配達サービスの提供が含まれますが、それらに限定されません。）に関連して第三者が提供したサービスに起因してまたはそれに関連してお客様またはその職員が被ったまたは負担した損失、損害、費用、請求または経費について責任を負わないものとします。 上記を制限することなく、お客様は、オーナーまたは主催者の委任を受けた公式のまたは推薦された請負業者がお客様に提供するサービスが、お客様と当該請負業者との間で別途締結される契約の対象であることを認め、これに同意するものとします。

16.3. 第 16.6 条を前提として、(i)お客様は、お客様およびその職員によるイベントへの参加または出席に付随して、これに起因して、またはこれに関連して発生するすべてのリスクを明示的に引き受けるものとします。(ii)主催者およびインフォーマグループのいずれのメンバーも、(a)間接的、結果的、特別的、付随的または懲罰的な損失または損害、実際のまたは予期された利益または収入の喪失、事業の喪失、機会の喪失、のれんの喪失、データの喪失または破損その他の種類の経済的損失または損害、または(b)お客様および／もしくはその職員または第三者、その財産および個人財産の喪失（または盗難）、負傷、疾病または損害については、(a)または(b)が過失、故意、事故、不可抗力またはその他に起因するか否かを問わず、責任を負わないものとします。(iii)主催者（およびインフォーマグループのメンバー）が本契約の下でまたはイベントおよび／もしくはパッケージに関連して（その発生形態を問いません。）お客様およびその職員に対して負う責任の合計額は、お客様が支払う本件料金の総額を上限とします。

16.4. お客様は、(i)お客様またはその職員の作為または不作為により生じた財産の損失もしくは損害または人の傷害、疾病もしくは死亡、(ii)パッケージに関連する、お客様またはその職員によるイベントまたはディレクトリにおける展示物（偽造品を含むがこれに限定されません。）の展示または本件資料またはディレクトリ・コンテンツの受領または使用が第三者の知的財産権の侵害を構成するとの第三者の請求、(iii)お客様またはその職員による法律違反、(iv)お客様がパッケージの一部として データリストを受領した場合における、お客様またはその職員による第 5.2 条の不遵守、ならびに(v)お客様が第 6.7 条に基づきスペースを第三者と共有する場合における、当該スペース共有者またはその職員の作為または不作為に起因または関連して主催者またはインフォーマグループのメンバーが損失、損害、費用、請求または経費を被ったまたは負担した場合、それを補償するものとします。

16.5. 主催者は、本契約に基づく義務の履行遅延または不履行が、不可抗力事象に起因するか、本契約で企図される協力、履行または承認、同意、情報または本件資料の提供におけるお客様側の遅延、不履行または誤りに起因する場合、本契約の違反とはならず、当該履行遅延または不履行について責任を負わないものとします。疑義を避けるために付言すると、本規約第 16.5 条のいかなる規定も、本契約に基づく本件料金の支払からお客様を免除するものではありません。

16.6. 本規約のいかなる定めも、法律により排除または制限することができない責任を免除または制限するものではありません。

16.7. お客様は、本件料金に照らして、本規約第 16 条の規定がイベントを主催する者およびパッケージの提供者としての主催者を保護するために合理的である規定を上回るものではないことを認め、これに同意します。

17. 保険

17.1. お客様は、本契約に基づく自らの活動に関し、十分な保険に加入することを求められるものとします。この活動には、お客様によるイベントへの参加（搬入から搬出まで）が含まれますが、これに限定されません。上記を制限することなく、お客様は、人身傷害、死亡、ならびに財産の損害または損失に対し、1 事故または 1 請求あたり本マニュアルに定める最低金額以上の補償を行う、一般賠償責任保険および従業員賠償責任保険を公に認められた保険会社と契約し、当該保険契約を維持するものとします。主催者は、お客様に要求することにより、お客様の保険証券および保険料払込みの受領証を確認することができるものとします。

17.2. お客様は、イベント（搬入から搬出まで）に関連してお客様が雇用する請負業者について十分な保険を付保するものとします。上記を制限することなく、お客様は、そのような請負業者が、人身傷害、死亡、ならびに財産の損害または損失に対して、1 事故または 1 請求あたり本マニュアルに定める最低金額以上の補償を行う、一般賠償責任保険および従業員賠償責任保険を公に認められた保険会社と契約し、維持していることを確実なものとします。 主催者は、そのような請負業者に要求することにより、請負業者の保険証券および保険料払込みの受領証を確認することができるものとします。

17.3. 第 6.7 条に基づきお客様によるスペースの共有が認められている限りにおいて、第 17.1 条から第 17.2 条までの規定（両既定を含みます。）は、お客様に適用されるのと同じ形でスペース共有者に適用されるものとします。

17.4. 保険付保について満足できる証拠が提供されない場合、主催者は、お客様の参加権をただちに取り消す権利を有するものとし（スペース共有者の参加権を含みますがこれに限定されません。）お客様は、いかなる払戻を受ける権利も持たないものとします。

18. 持続性

18.1. 主催者は、持続可能な方法でその業務を運営することにより、イベントにおける効率性および卓越性を達成することに努めるものとします。これを達成するために、お客様は、マニュアルに定めるまたは主催者が書面によりお客様に通知するすべての持続可能性要件（合理的な行動）を遵守するものとします。

19. 一般条項

19.1. 主催者は、あらゆる人を対象としてイベントへの立ち入りを拒否する、またはイベントから立ち退かせる権利を有します。

19.2. 主催者、オーナーおよび各々の職員は、作業、修理または変更を行うために、またはそれらが必要と考えるその他の目的のために（以下「**作業等**」といいます。）、随時、 会場に立ち入ることができるものとします。 主催者は、作業等に関する事項から発生して、またはそれに関連してお客様またはその職員が損失、損害、費用、請求、経費または不都合を被ったまたは負担した場合でも、それについて責任を負わないものとします。

19.3. お客様は、主催者およびインフォーマグループのメンバーが、取引上またはその他により以下のすべてを収集および保持し、複製、公開、表示、送信、頒布、翻案、派生物の作成、同時発表その他利用または使用する（媒体を問いません。）ための、恒久的、取消不能、使用料不要、非独占的、世界全域のライセンスおよび権利を有することを認め、これに同意します。(i)イベントまたはパッケージのいずれかの部分においてまたは関連してキャプチャされた分析データ（これには、イベントの客数、来場者、ディレクトリ、デバイス、または見込み客獲得／マッチメイキングの取り組みに関連するユーザ もしくはオンライン行動および利用のデータを含みますが、これらに限定されません。）、または(ii)本件資料、ディレクトリ・コンテンツまたはパッケージ、イベントまたは主催者もしくはインフォーマグループの各メンバーが所有、構成、管理または運営するその他のイベントにおいてまたはそれらに関連してお客様またはその職員が提示したもしくは利用可能としたからゆるその他情報または資料（各々の場合において、本件契約の締結前に、締結と同時に、または締結後に発生したか否かを問いません。）（(i)および(ii)を併せて以下「**本データ**」といいます。）上記には、主催者およびインフォーマグループの各メンバーが現在知られている、または今後開発されるあらゆる媒体または形式（物理的、デジタルまたは無形であるかを問いません。）の製品、サービスまたは作成物を作成、開発、販売またはその他の方法で提供するために、本データを使用、転用および複製する権利を有することを含みますが、これらに限定されないものとします（これには、お客様またはその職員が表示または提供する本件資料、ディレクトリ・コンテンツおよびその他の情報または資料の全部または一部を、当該製品、サービスまたは作成物に組み込むことを含む場合がありますが、これらに限定されません。）。

19.4. 本契約のいかなる定めも、両当事者間にパートナーシップ、合弁事業または代理人の関係をもたらすものではありません。

19.5. 本規約と出展契約申込書との間に矛盾がある場合は、その限りにおいて、出展契約申込書の条件が優先するものとします。

19.6. 各当事者は、本契約がイベントおよびパッケージに関する両当事者間の完全な合意を構成し、本契約の主題に関する口頭または書面による従前の了解、通信または合意のすべてに優先することを認め、これに同意します。

19.7. お客様は、主催者の書面による事前の同意なく、本契約に基づくお客様の権利または義務を譲渡または再委託することはできません。主催者は、本契約に基づく一切の権利をインフォーマグループのいかなるメンバーにも譲渡する権利を有し、お客様の同意を必要としないものとします。主催者は、お客様の同意なく、本契約に基づく義務の全部または一部を、インフォーマグループのメンバーまたは、イベントの開催またはパッケージの促進に関して主催者を支援する第三者請負業者に再委託する権利を有します。

19.8. いずれかの当事者が何らかの権利または救済手段を行使しない場合でも、当該権利または救済手段の放棄とはならないものとします。いずれかの当事者が他方当事者による違反について権利を放棄した場合でも、本契約のそれと同一または別の規定のその後の違反にかかる権利放棄とはみなさないものとします。本契約に基づく権利および救済措置は累積的なものであり、法律で定める権利または救済措置を排除しません。

19.9. 本契約のいずれかの規定が無効、違法もしくは法的強制力を持たない場合、または無効、違法もしくは法的強制力を持たなくなった場合、当該規定は、それを有効、適法かつ法的強制力を持つようにするために必要な最小限の範囲で変更されたとみなされるものとします。当該変更が不可能な場合、当該規定は削除されたとみなされるものとします。本規約第 19.9 条に基づく規定の修正または削除は、本契約の残余部分の有効性および執行可能性に影響を与えないものとします。

19.10. 本契約は、別段の明確な定めがない限り、第三者が本契約のいずれかの条件を行使する権利を生じるものではありません。本契約に基づくいかなる変更、権利放棄または和解につき終了、取消しまたは合意する両当事者の権利は、その他いかなる者の同意をも条件としません。

19.11. 主催者は、お客様の主催者に対する債務を、お客様に対する主催者の債務と相殺する権利を留保し、これは、当該債務が本契約その他に基づいて生じているかを問いません。

19.12. 本契約に基づき、または本契約に関連していずれかの当事者に出される通知またはその他の通信は、書面（Eメールを含みますが、これに限定されません。）によるものとします。

20. 準拠法および裁判管轄

20.1. 本契約は、すべての点において、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。またお客様は、本契約に関するすべての目的において、日本の裁判所の非専属的管轄権に服します。